

名家連ニュース

令和2年1月24日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.683号

精神疾患の理解と対応 第9回 幻想・妄想への理解と対応

1月21日(火)、総合社会福祉会館7階大会議室に102名が参加しました。今回は、幻想・妄想への理解と対応について学びました。

幻覚・妄想の理解

幻覚・妄想は、本人や家族にとってつらいことですが、本人にとって、良い面もあります(第3回)。「本人が生き抜くために身につけた工夫」であると思います(図1)。

幻覚・妄想は、特別なことなんだ、とんでもないことなんだと思わないでください(「脱破局視」)。皆さんも幻覚・妄想に限りなく近い経験をしていると思います。程度が違うだけで、連続的な状態であると思ってください(図2)。

幻覚・妄想の対応

幻覚・妄想で困っていると相談されたら、一般的には、肯定、論争、無視のいずれかの対応をしますが、それでは対話は続きません。

没入度、確信度、興奮度が高いときには、全肯定してまずは落ち着かせます。ある程度落ち着いた状態になったら、対話を進めます(図3)。

本人が思ったことを否定せず、仮説として認めて、そのことを一緒に検証してみます。たいていの場合、結論は得られず、保留となりますが、一人で考え込んでいるよりは、何かしらの気づきを得られるチャンスがあると思います(図4)。

人間は一人だと判断を間違えることが多いです。ですから、対話が必要です。余裕を持って、自分の仮説を考え直してみると、これしかないと思えたことが、違うかなと思えるようになるかも知れません。沢山の人と対話することが大事だと思います。

おわりに

精神科の治療とは何なのでしょう？ 幻覚・妄想をなくすことは難しいです。だからといって絶望したり諦めるのではなくて、できることはまだ一杯あると気づいて欲しい。本人が希望を取り戻して動き出せるようにすることが精神科の治療だと思います。(講座内容紹介：担当理事/広瀬)

幻覚・妄想とは

「本人を守るための技」
である。

図1

< 幻覚・妄想に対峙する姿勢 >

- 特別なことではない。
- 人は誰でも間違える。
- 簡単に共感せず、教えてもらう。
- 分かり合えないことを分かち合う。

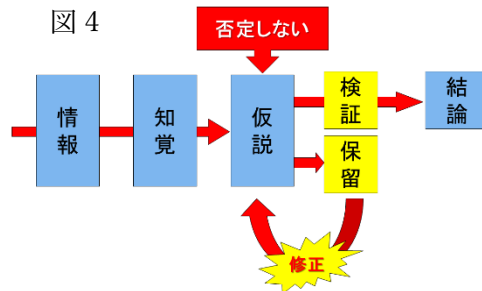
図2



図3 < 対応のポイント >

- 没入度、確信度、興奮度を確認。
- 結論を急がず、対話を続ける
- 本人が体験していることを教えてもらう
- 認知の過程を確認
- 症状の役割を考える
- (余裕があれば...)心理教育

図4



令和元年度 全国厚生労働関係部局長会議資料概要 ①

令和2年1月17日(金)の会議で「社会・援護局」「障害保健福祉部」の提出資料の概要を順次掲載します。毎年3月に厚生労働省で開催される「障害保健福祉関係全国主管課長会議」は「部局長会議」で示された内容が踏襲されています。特に、令和2年度は、障害者総合支援法第88条に基づき、全国都道府県市町村で「第6期障害福祉計画(令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年計画)」が策定される重要な年です。全国各地の計画づくりの参考になれば…と思い、連載で紹介いたします。

第6期障害福祉計画に平成29年から取組まれている「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を具体化し、病気や障害があっても地域で安心して暮らせる仕組みを創ることは、病気と偏見差別という苦渋の生活を余儀なくされてきた家族と当事者の切実な願いです。

そのためには、行政当局に「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という「国連障害者権利条約」の理念を前面に押し出して



- ① 都道府県及び障害保健福祉圏域、保健所設置市で取組むことになっている協議会・調整会議の場に家族会・当事者会の参加を求めること
- ② 家族会・当事者会として、これまでのアンケート調査で示された「精神保健・医療・福祉の提言(みんなねっとや各地のアンケート調査結果を参照)」を紹介し、関係者の理解を得ていくこと
- ③ 第6期障害福祉計画において「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築」の具体案をまとめ、計画に反映させること…社会的支援システムの構築は、家族・当事者の差し迫った課題です。

第6期障害福祉計画に係る基本指針(精神分野を抜粋)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。また、精神保健福祉士等を精神科病院等に配置し、精神障害者の一般住宅での継続的な地域生活を実現するためのモデル事業等を実施する。

- 都道府県・市町村の障害福祉計画は、現行の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画の作成に係る国の基本指針の見直しについて、昨年10月から社会保障審議会障害者部会で御議論いただいている。
- 基本指針に係る主な改正点としては、以下のような項目を検討中。
 - ・ 各成果目標について、障害者の重度化・高齢化の状況を踏まえた目標値の見直しや、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標の設定・変更。
 - ・ 福祉施設から一般就労への移行に係る目標として移行者数を堅持しつつ、就労継続支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型について事業目的を踏まえた目標を設定。また、就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、利用者数を成果目標として設定。
 - ・ 相談支援体制の充実・強化等や障害福祉サービス等の質の向上をするための取組に係る体制の構築について成果目標として設定。
 - ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組や障害者による文化芸術活動の推進等について、内容の充実。
- 基本指針のパブリックコメント等の手続を経た上で、今年度内を目処に行う予定である。
- 各自治体におかれては、改定後の基本指針を踏まえつつ、令和2年度中に障害福祉計画を策定いただくようお願いする。
(紹介記事:事務局/堀場)



次号より全国厚生労働関係部局長会議資料で精神分野に関する内容を抜粋して連載いたします